

【委員会記録】

寺井委員長

ただいまから、総務委員会を開会いたします。(10時11分)

直ちに、議事に入ります。

これより、本日、当委員会に付託されました企画総務部関係の議案について審査を行います。

まず、企画総務部関係の追加提出議案について、理事者から説明願います。

【追加提出議案】(資料①②③)

・議案第97号 平成24年度徳島県一般会計補正予算(第1号)

川長企画総務部長

2月県議会定例会に追加提案いたしました案件につきまして、お手元に御配付の平成24年2月徳島県議会定例会提出予定議案(追加)により御説明申し上げます。

今回、提出いたしました案件は、第97号、平成24年度徳島県一般会計補正予算(第1号)であります。

お手元に別途お配りしております、平成24年度補正予算案の概要をごらんください。

1ページの1に記載のとおり、今回の一般会計の補正予算額は、13億6,200万円であり、その内容は、2の(1)に記載してございます日本高速道路保有・債務返済機構出資金についてであります。

当該出資金につきましては、平成24年度まで国と地方合わせて毎年800億円を出資するとして平成9年度の国との合意事項に基づき、本県ではこれまで出資を行ってきたところであり、平成24年度当初予算案におきましては、残余の出資額4億9,220万円を計上しているところであります。

3月14日に本四高速の料金等に関する調整会議が開催され、国と関係府縣市との間で、今後2年間の出資額について最終合意に至り、本県については、平成23年度予算で20億9,720万円であったものが、残余の出資額を含め、18億5,420万円に減額されたところであります。

これに伴い、当初予算案計上額との差額であります13億6,200万円を補正するものであります。

2ページをお開きください。

歳入歳出予算の款別の内訳表でございます。

上段(1)の歳入につきましては、13の繰越金及び15の県債におきまして補正しており、

下段(2)の歳出につきましては、02の総務費におきまして計上しております。

歳出予算の性質別の内訳につきましては、3ページに記載のとおり、出資金、貸付金におきまして計上いたしております。

続きまして、総務委員会説明資料その4につきまして、御説明申し上げます。

1ページをお開きください。

一般会計の補正予算に係る地方債の変更をお願いするものでございまして、今回の出資額の補正に伴い、一般単独事業債の充当をお願いするものでございます。

上から2つ目の欄でございますが、企画事業におきまして、補正前の限度額4億4,200万円、補正後の限度額16億6,800万円であり、12億2,600万円の補正をお願いするものでございます。

追加提出議案の説明につきましては、以上でございます。

よろしくお願い申し上げます。

寺井委員長

以上で説明は終わりました。

これより質疑に入りますが、質疑に入るに先立ち、委員各位に申し上げます。

本日は、提出議案に絞った質疑とさせていただきます、午前中の終了をめぐりに審査を進めてまいりたいと思っておりますので、円滑な議事運営について、委員各位の御協力をお願い申し上げます。

それでは質疑をどうぞ。

竹内委員

おはようございます。

今、部長のほうから説明をいただきました。

我々、全国一律料金というようなことで、ちょうど今の民主党政権になって、前原国土交通大臣のときでございましたが、全会一致、共産党さんも皆さんが賛成していただいて、国土交通省に要望活動に行ったことを今、思い出しておりますけれども、この当時から徳島県としては、他の県と一致しながら、ずっと運動を根気よく続けてきたと。前のときの前原大臣の答弁というのは、ほんまにそっけないもので、何なこらと思ったんですが、それから今日のこの状況を見ますと、本当に一歩も二歩も前進したのかなという感じがいたします。理事者の皆さん方の御努力に心から敬意を表する次第であります。

調整会議で減額にもなったということで、これも一定の評価をいたしたいというふうに思いますけれども、これはもう一度確認しますが、ことしと来年度ということでもいいんですか。

小笠原企画総務部次長

ただいま竹内委員さんから国との合意の中身につきまして、お話をいただきました。

これにつきましては、平成24年度と25年度の2カ年、2年間に限るということで合意をしておるところでございます。

竹内委員

それ以降はないということで、きちっと話ができとんやね。

小笠原企画総務部次長

平成24年度と25年度の2カ年、この減額された出資金を払いますと、26年度以降は出資金はなくなるというふうに認識いたしております。

竹内委員

そういう面では、大変御努力をしていただいたというふうに思いますが、これプール制ということになると、その後、いろんな全体的な料金も上がるということで、他の高速道路会社等々のいろんな調整もこれからあるんですが、まず、ここで一番我々として要望しておきたいのは、いわゆる徳島県のブランド品、農産物を中心に運んでいくトラック、大型車、あるいは冷凍車、そういうものについての割引が今回はないと聞いていますが、これは間違いないですか。

小笠原企画総務部次長

ただいま竹内委員さんからトラック関係の料金について、御質問をいただきました。

本四、中型車以上の休日ETC割引は、現在、5.5%割引というのがございますが、これは本四のみの割引ということで、24年度、25年度につきましては、なくなるということでございまして、5.5%の減額がなくなりますので、例えば、中型車でございますと、現在、6,189円のところが6,550円ということで、361円の値上げ。これは休日の割引に関して361円の影響が出てくるというふうなところでございます。

あと、大型車等につきましては、若干、金額が違いますが、この5.5%相当分の減額がなくなるということでございます。

なお、一方、普通車につきましては、逆に175円値下げということで、土日祝日の料金につきましては、マイナス6.4%の料金ということで、24年度、25年度はいくというふうに聞いております。以上でございます。

竹内委員

この高くなった分を結局いろんな価格に上乗せしていかないかんということで、ここでやっぱりハンディがあるわけで、徳島県としては当然、観光客の受け入れということでは、普通車というのは大歓迎なんですけど、産業の振興という部分からいえば、ここが1つの大きな山場になるんじゃないかと。これからも粘り強く、これについて我々も含めて頑張りますけれども、できるだけ県のほうとしても、四国の4県を我々は積極的に東京や大阪にひっつけないかん部分ですから、この料金がやはり関所になるのかなというふうに思うわけで、ぜひこれ強く要請をしておきたいと思います。

それと、もう一点。

普通車が安くなると、やっぱり困る人も出てくるわけで、フェリーとかJR、あるいはバスですね。そういう面についても、県としてもほったらかしではなくて、いろんな形で国にも働きかけるし、あるいは県独自としても、前にもやったんで、そういうことも含めて、今、知事は考えておるんだろうか、わかる範囲でお答えいただきたい。

小笠原企画総務部次長

ただいま竹内委員さんから、公共交通機関やフェリーへの影響ということで御質問をいただきました。

これにつきましては、所管の県土整備部でも公共交通機関に対して国において支援を講ずるべきというふうな提言、要望をしまいったところでございますし、フェリーに対してもいろいろな対策を講じてきたところでございまして、引き続き、いろいろな形で関係機関等と連携しながら、竹内委員さんがおっしゃられま

したように提言、要望を引き続きやっていくというふうに県土整備部のほうで考えているとお聞きしておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

竹内委員

ぜひ、当然、県土整備部が中心になるんでしょうが、県庁挙げて、この問題には取り組んでいただきたい。今回のことについては、二歩三歩前進したなということで、評価をいたしたいと思ひます。終わります。

古田委員

私も今、竹内委員さんからお話がありましたが、要望に大臣のところに行ったというふうなことを思い出して、全国一律になるというふうなことでは大変、一歩前進、大きな前進だと思いますので、ぜひその実現に向けて、さらに頑張りたいと思ひますが、まず、出資金ですけれども、この割合を見ますと、広島県と愛媛県が43%の減額というふうなことで、徳島県の場合は12%、ほかの府県市などは大体11%から12%減になってるんですけども、広島や愛媛と同じような減額ができなかったのか、なぜこのように差があるのか、お聞きをしたいと思ひます。

小笠原企画総務部次長

ただいま古田委員さんから、各県の負担割合について差があるということの御質問をいただきました。

中身につきましては、広島と愛媛につきましては43%、それ以外の8府県市につきましては約11%強の割引ということで、8府県については、ほぼ同じような減額率になっております。

この中身につきましては、総出資額の割合で算出した金額、つまり、今まで地方が負担してきた金額全体の中で各県が負担してきた割合、これに基づいて、今回の追加の負担になります分について割り戻しをして出した金額でございます、その金額と、さらに今年度は従来の合意済みの分で、本県の場合は、先ほど説明させていただきました補正予算の前段階の既決予算で約5億弱でございますが、この分を足して、それで計算したということでございます、計算方法としましては、全体の出資額の割合で算出した金額と、今までに合意した金額を合わせたものになっておりまして、広島、愛媛のほうが減額率は高くなっておりますが、広島、愛媛に関しましては、従来53億ほどそれぞれの県が負担しておりました。これが30億になるということで、率としては大きいですが、金額としては非常に大きな金額を2年間払っていただくということになっております。

古田委員

次に、プール制を導入するためには、なかなか厳しい関門があるというふうなことで、05年に旧道路公団を分割、民営化した関連の法令を改正する必要があるというふうなことですけれども、これに対しては、県としてはどのように臨んでいかれるんでしょうか。

小笠原企画総務部次長

関連法改正の細かなことにつきましては、県土整備部の所管になろうかと思いますけれども、企画総務部といたしましても、この社会資本、貴重な本四道路でございます。これが有効活用されてこそ、その価値を發揮するものでございまして、この民営化の理念に決して反するものではなくて、既存施設の、しかも非常に我々、徳島に住んでいる者にとりまして大切な本四道路を有効に活用するという観点からの趣旨に合致するものと考えております。

法律の細かな点につきましては、申しわけございません。県土整備部の所管になろうかと思います。

古田委員

改正する必要があるというふうなことで、細かい点はそうですけれども、県としては、改正を求めて何らかの行動をしていかないと、そういう方向に行かないかと思うんですが、ぜひそういったあたりをもう一度答えられるのであれば、知事その他の幹部の方々がどのようにされていくのかという点。

それともう一つ、本四の会社以外の道路各社の負担が大きくなるのではないかというふうなことで、50年度までの債務償還期限の延長や他路線の料金値上がりの可能性も出てくると、こういったことでは、その他のところからなかなか難しいという声も出るのではないかというふうなことを言われておりますけれども、そういったことに対して、どのように臨まれていくのかお伺いをしたいと思います。

小笠原企画総務部次長

ただいま古田委員さんから、今後の取り組みということで御質問をいただきました。

これにつきましては、先ほど知事から提案理由説明ということで、今後とも全国一律料金制度の実現に向け、全力を傾注してまいりますのでどうかよろしく願いますということでございますので、いろんな形で知事を先頭に全力を挙げて取り組んでまいりたいというふうなところでございます。

それから、このプール制に関する合意の実現、これにつきましては、今後、本四関連以外の地域の理解が必要であるということは十分認識しております。平成26年度に全国一律料金制度が導入されますように、しっかりと取り組んでいくと県土整備部から聞いておりますので、我々としてもその方向について、支援してまいりたいと思います。

古田委員

国との合意ができたということで、こういう方向に進んでいくというふうなことは喜ばしいことなんですけれども、民主党政権は約束してもなかなかうまくいかないというような事例もたくさんありますので、ぜひ頑張っていたきたい。

それと同時に、高速道路をよく使うということは、私たち消費者の側とすれば、それぞれの人たちが、本当に給与が引き上げられて、そして安心して暮らせると、そういったところで、また使うというふうなことも多く生まれてくると思いますので、そういった若者たちがなかなか大変な状況にあります。非正規の労働者がふえて、なかなか高速道路を使って、いろんなところへ行きたいと思っても、なかなか行けないような状況もあり

ますので、そういった経済の面でも多く利用できるように、そういったこともあわせて取り組んでいていただきたいとお願いをして終わります。

北島委員

資金はいつから、現在幾ら累計で積み立てというんですか、出資金額は幾らになってるんですか。

小笠原企画総務部次長

ただいま北島委員さんから、出資金はいつから始まって、今までどれぐらいかということですが、昭和45年度、この年度がスタートでございまして、最初2,000万円から始まりまして。それから金額の変遷はございますが、平成17年度以降は20億9,720万という金額で毎年、支払いをしております。それが今回、2年間、24年度と25年度につきましては、18億5,420万ということで、2億4,300万減額していただきまして、財政課としては非常にありがたく思っております。

それで、総額につきましては、この補正後の額、この18億5,420万の補正額を2年分、24と25、このままで足しますと546億4,540万円になります。

北島委員

これは来年で、もう一応出資が終わるということですが、この出資金というのは、返ってくる可能性はあるんですか。

小笠原企画総務部次長

ただいま出資金の取り扱いについて、北島委員さんから御質問をいただきました。

出資金の取り扱いについては、法律事項で定まっております。ちょっと長い名称の法律でございますが、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法、第31条第4項におきまして、この機構が解散したとき、その債務を返済してなお残余財産があるときは、出資者に対してその出資額に応じて分配するというようになっておりますので、これも解散するときの残余財産がどのようになっているかということに係る法律事項でございます。

北島委員

極端なことを言えば、返ってくる可能性がないという判断ですね。

そういうことで、これだけ出資してますんで、やはり県益にどれだけプラスになる、出資して金を県益に生かしていくということが、今後の課題だと思いますので、これからはそういうふうな方面で、恐らく返ってこないと思うけども、その出資した額がいろんな経済効果を生むように、県政に努めていただきたいなと思います。

寺井委員長

ほかにございませんか。

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより、採決に入ります。

お諮りいたします。

ただいま審査いたしました企画総務部関係の付託議案は、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

御異議なしと認めます。

よって、企画総務部関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの(簡易採決)

議案第 97 号

以上で、企画総務部関係の審査を終わります。

次に、お諮りいたします。

委員長報告の文案は、いかがいたしましょうか。

(「正副委員長一任」と言う者あり)

それでは、そのようにいたします。

これをもって、総務委員会を閉会いたします。(10 時 32 分)